相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県会津若松市神指町大字黒川字石引道上六九五番地、最後の住所東京都品川区西五反田二丁目一五番一三―三〇一号

被相続人　亡　岩沢　峰子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月十一日

東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所　相続財産管理人弁護士　藤本　知哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山市八尾町井田一一九八〇番地、最後の住所富山市八尾町奥田八〇番地

被相続人　亡　森口　繁男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月十一日

富山市新根塚町三丁目一番三号　アドレスビル二階　相続財産管理人　西川　浩夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県多治見市滝呂町二丁目二〇番地、最後の住所岐阜県多治見市旭ヶ丘八丁目一番地の六七

被相続人　亡　宮島　勝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月十一日

岐阜県多治見市宮前町二丁目四六番地石垣法律事務所

相続財産管理人　弁護士　國光　健宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市都筑区荏田南五丁目二〇番、最後の住所滋賀県草津市野村五丁目九番三四―七〇九号シャルマンローポ草津野村

被相続人　亡　勝崎　智

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月十一日

滋賀県大津市京町三丁目三番二八号

相続財産管理人　吉田　和宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市西京区松尾鈴川町八六番地の一九、最後の住所大阪府東大阪市水走二丁目一四番一一号

被相続人　亡　松田　清

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月十一日

大阪市北区西天満三丁目二番九号翁ビル四階　相続財産管理人弁護士　鈴木　嘉夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市西淀川区姫島一丁目二六七番地、最後の住所大阪市西淀川区姫島一丁目一〇番二七号

被相続人　亡　吉田　幸子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月十一日

大阪市北区西天満三丁目二番九号翁ビル四階　相続財産管理人弁護士　鈴木　嘉夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市南区丹那町二三三番地、最後の住所広島市安佐北区倉掛三丁目五〇番一号

被相続人　亡　加島洋一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月十一日

広島県廿日市市大野中央一丁目九番一号

相続財産管理人　泉　哲哉

無縁墳墓等改葬公告

適正な墓地管理を行うために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますので、ご承知下さい。

平成二十一年十二月十一日

一、墳墓等所在地　兵庫県神戸市灘区大石字長峰山四番五八号

一、墳墓等の名称　長峰霊園墓地（墓域　一四・ヌ・一〇内に二基）　㈠先祖代々の墓　㈡實仙自鏡信士・鏡仙妙貴信女・盛月妙教信女

一、死亡者の本籍及び氏名　不詳

一、改葬を行おうとする者　兵庫県神戸市灘区国玉通三丁目一番五号　灘十三大字連合協議会・五毛財産区管理会　会長　竹本　周治

旅行業協会弁済業務保証金分担金返還に関する公告

弁済業務規約第二十二条の二（弁済業務保証金分担金を返還できない場合の取り扱い）の規定により次のとおり公告します。

一、当協会の保証社員であった者の名称　有限会社メリケンクラブ

二、住所　大阪府東大阪市西鴨池町二丁目四番一八号

三、代表者　谷口　真一

右記会社は本公告掲載の翌日から五年以内に弁済業務保証金分担金の返還手続き（弁済業務規約第十八条及び第二十二条）をとり、同分担金の返還を受けて下さい。返還を受けないときは、当該弁済業務保証金分担金を本会の収入とし、これを弁済業務保証金準備金に繰り入れます。

手続場所　東京都千代田区霞が関三丁目三番二号

社団法人日本旅行業協会（担当　総合企画部）

平成二十一年十二月十一日

東京都千代田区霞が関三丁目三番二号

社団法人日本旅行業協会

会長　金井　耿

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成21年12月11日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のAは変更登録を受けた場合、Bは登録の抹消があった場合、Cは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

B　①アラオ観光サービス　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３―3067号　④荒生光夫　東京都小平市花小金井南町３丁目34番35号　⑤アラオ観光サービス　東京都小平市花小金井南町３丁目34番35号　⑥平成３年１月21日　⑧平成21年11月18日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都小平市花小金井南町３丁目34番35号　荒生光夫